

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 37 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 破碎設備修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機（交換 3 回：回転刃、スペーサー等、テンションロッド、）、二次破碎機（交換 3 回：回転刃・固定刃、ボルト・ナット）。
- 6 工期 令和 7年 7月 1日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 61,380,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月 1日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 森 昇
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」のとおり。

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 37 号

事業名：エコセンター恵那 破砕設備定期修繕工事

事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 森 昇

住所：横浜市鶴見区弁天町 3 番地

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

経緯

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計し当初施工を行った。

理由

エコセンター恵那における今回の破砕設備の修繕工事（定期修繕工事）は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をする必要があるためこれまでの修繕経緯を熟知し設計理念を保有している当初施工業者でなければ技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 社会教育課
- 2 施行番号 契教社 第 6 号
- 3 事業名 恵那市中央図書館岩村分館内装工事
- 4 事業場所 岩村町
- 5 事業概要 内装工事（床、クロス、化粧ボード等）、家具工事（書架、窓下カウンター）
- 6 工期 令和 7年 7月 1日 ~ 令和 7年 9月12日
- 7 請負代金額 9,973,700 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月 1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市岩村町 9 2 7
名称 (株)小栗材木店
代表取締役 小栗 崇
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙理由書のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契教社第 6 号

事業名：恵那市中央図書館岩村分館内装工事

事業場所：恵那市岩村町 地内

契約の相手方

名称：株式会社小栗材木店

住所：恵那市岩村町 927

契約の摘要法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利な場合

理由

本事業は、旧岩村振興事務所において、恵那市中央図書館岩村分館の内装工事を行うものである。

株式会社小栗材木店は同一施設における旧岩村振興事務所改修工事（建築）の請負業者であり、現場での仮設物や機器等を引き続き利用できるため、準備期間を短くすることができる上に諸経費も安く抑えられることから、随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 10 号
- 3 事業名 大崎浄水場次亜塩素酸ソーダ貯槽改修工事
- 4 事業場所 長島町中野
- 5 事業概要 次亜塩素酸ソーダ貯槽取替 N = 2 基
- 6 工期 令和 7年 7月 3日 ~ 令和 8年 3月20日
- 7 請負代金額 8,140,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月 3日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契水工第 10 号

事業名：大崎浄水場次亜塩素酸ソーダ貯槽改修工事

事業場所：長島町中野 地内

契約の相手方

名 称：オルガノプラントサービス株式会社 中部事業所

住 所：愛知県名古屋市千種区内山 3-7-3

契約の摘要法令

・地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理 由

今回発注の大崎浄水場次亜塩素酸ソーダ貯槽改修工事は、大崎浄水場場内で設置から 21 年を経過する設備の更新を行うものである。

今回の設備更新は、他設備との調整を行いながら安定した浄水場の運転管理を行わなければならない、施設の運転管理、保全管理、その他技術管理を熟知している必要がある。「契上水第 1 号 恵那市水道施設運転管理業務」にて契約を締結している「オルガノプラントサービス株式会社中部事業所」は場内設備の運転管理を熟知しており、安定した水道水の供給を継続的に行うことができる。

上記理由により、「オルガノプラントサービス株式会社中部事業所」を随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 44 号
- 3 事業名 恵那南中学校屋外倉庫等整備工事（建築）
- 4 事業場所 恵那南中学校
- 5 事業概要 屋外倉庫(鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積81.0㎡)、駐輪場(アルミニウム造平屋建て、延べ面積59.75㎡)、外構の整備
- 6 工期 令和 7年 7月 7日 ~ 令和 8年 2月28日
- 7 請負代金額 59,290,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月 7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県大垣市西崎町2-46
名称 岐建・板垣特定建設工事共同企業体
岐建（株） 東濃営業所 所長 神田 康
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契教総第 44 号

事業名：恵那南中学校屋外倉庫及び駐輪場整備工事

事業場所：恵那南中学校

契約の相手方

名称：岐建・板垣特定建設工事共同企業体

住所：岐阜県大垣市西崎町 2-46

契約の摘要法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利な場合

理由

本事業は、恵那南中学校敷地内において、屋外倉庫及び駐輪場の建設、外構の整備を行うものである。

岐建・板垣特定建設工事共同企業体は恵那南中学校増改築工事（建築）の請負業者であり、現場での仮設物や機器等がそのまま利用できるため、準備期間を短くすることができる上に諸経費も安く抑えられることから、随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 74 号
- 3 事業名 恵那南中学校屋外倉庫等整備工事（電気）
- 4 事業場所 恵那南中学校
- 5 事業概要 幹線設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事
- 6 工期 令和 7年 7月 7日 ~ 令和 8年 2月28日
- 7 請負代金額 5,170,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月 7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町2087-221
名称 イシデン・山岡特定建設工事共同企業体
イシデンエンジニアリング（株） 代表取締役 三宅
正敏
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契教総第 74 号

事業名：恵那南中学校屋外倉庫等整備工事（電気）

事業場所：恵那南中学校

契約の相手方

名称：イシデン・山岡特定建設工事共同企業体

住所：恵那市大井町 2087-221

契約の摘要法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利な場合

理 由

本事業は、恵那南中学校敷地内において、屋外倉庫及び駐輪場整備に伴い電気設備工事を行うものである。

イシデン・山岡特定建設工事共同企業体は恵那南中学校増改築工事（電気）の請負業者であり、現場での仮設物や機器等がそのまま利用できるため、準備期間を短くすることができる上に諸経費も安く抑えられることから、随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 地域医療課
- 2 施行番号 契医地 第 43 号
- 3 事業名 市立恵那病院中央監視装置修理工事
- 4 事業場所 市立恵那病院
- 5 事業概要 中央監視装置のサーバー、パソコンおよび周辺機器の修理
- 6 工期 令和 7年 7月28日 ~ 令和 7年11月30日
- 7 請負代金額 6,050,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 7月28日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南 3 - 7 - 7
名称 足立工業(株)
代表取締役社長 足立 満
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契医地第 43 号

事業名：市立恵那病院中央監視システム修理工事

事業場所：市立恵那病院地内

契約の相手方

名称：足立工業株式会社

住所：名古屋市中村区名駅南 3 丁目 7 番 7 号

契約の適用法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

理由

市立恵那病院の中央監視装置は院内の空調等を総合的に管理・監視する装置であるが、雷によって故障し、温度管理や冷暖房切り替えを含めた調整が不可能になっている。患者やスタッフの体調に影響を及ぼすため、早急な修繕が必要である。

時間的猶予がないため、施工業者である足立工業株式会社を随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 49 号
- 3 事業名 処理施設熱風炉等定期修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 熱風炉（バーナー点検）、脱臭炉（熱交換器・ダクト清掃）、成形機（ロールシエル、リングダイ組替）、月例点検業務
- 6 工期 令和 7年 8月 1日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 70,950,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月 1日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 森 昇
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 49 号

事業名：処理施設熱風炉等定期修繕工事

事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 森 昇

住所：横浜市鶴見区弁天町 3 番地

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

経緯

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計し当初施工を行った。

理由

エコセンター恵那における今回の処理施設熱風炉等の修繕工事（定期修繕工事）は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をする必要があるためこれまでの修繕経緯を熟知し設計理念を保有している当初の施工事業者でなければ技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 契藤苑 第 13 号
- 3 事業名 設備機器修繕工事
- 4 事業場所 恵那市恵那市武並町藤 藤花苑
- 5 事業概要 焼却設備の流動砂取替、各所清掃点検整備、焼却炉耐火材補修、電気制御盤の部品取替、IZポンプ(A)、し渣除去スクリーン、計装機器、熱交換器等の点検整備、UPSバッテリーの取替
- 6 工期 令和 7年 8月 7日 ~ 令和 8年 3月19日
- 7 請負代金額 39,710,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月 7日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名称 カナデビア(株)中部支社
支社長 朝枝 政利
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契藤苑第 13 号

事業名：設備機器修繕工事

事業場所：恵那市武並町藤 藤花苑 地内

契約の相手方

名称：カナデビア株式会社中部支社

住所：名古屋市中村区名駅南 1 丁目 24 番 30 号

契約の摘要法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

当施設は、平成 8 年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X 処理）など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

焼却施設等や I Z 循環ポンプ等の点検修繕工事には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐカナデビア株式会社を契約の相手方とするものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成 18 年 大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成 26 年 親会社である日立造船株式会社と合併
- ・令和 6 年 カナデビア株式会社に商号変更

随意契約報告書

- 1 担当課 都市整備課
- 2 施行番号 契建都 第 14 号
- 3 事業名 大井町7区代替地市道付け替え整備
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 土工一式、大型土のう工N = 44袋、舗装工A = 479m²、敷砂利A = 17m³、構造物取壊し工一式
- 6 工期 令和 7年 8月 7日 ~ 令和 7年 8月30日
- 7 請負代金額 4,730,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月 7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町 5 5 1 - 1 5
名称 (株) 田本建設
代表取締役 田本 友幸
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契建都第 14 号

事業名：大井町 7 区代替地市道付け替え整備

事業場所：恵那市大井町地内

契約の相手方

名称：(株) 田本建設

住所：岐阜県恵那市大井町 551-15

契約の適用法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

本業務は、代替地周辺の市道付け替え整備を目的とするものであり、当該代替地の整備工事は令和 6 年度土開第 4 号により実施され 5 月末に完了している。

この整備工事に伴い、市道大井町 117 号線の通行に影響が生じており、宅地利用開始時点において通行可能な状態を確保する必要があることから、当該市道の付け替え整備を併せて早急に実施しなければならない状況である。

本業務においては、短期間での施工開始および円滑な現場対応が求められるため、現地状況および既存設計等の詳細を熟知している施工業者の選定が極めて重要である。なお、整備工事の従前業務を施工していた株式会社田本建設は、当該代替地整備における施行実績があり、現地状況を十分に把握していることから、本業務における現地精査や起工測量等の初期工程を省略することができ、業務の迅速化および経済性の観点からも最適であると判断される。

以上のことから、当該業務は株式会社田本建設と随意契約により締結することが、最も合理的かつ適切であると認められる。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 19 号
- 3 事業名 恵那峡終沈汚泥かき寄機用パイプスキマ更新
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 パイプスキマ更新 一式
- 6 工期 令和 7年 8月 8日 ~ 令和 8年 3月10日
- 7 請負代金額 29,700,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月 8日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中区新栄町二丁目 4 番地
名称 水 i n g エンジニアリング（株）中部支店
支店長 今枝 光彰
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契特環第 19 号

事業名：恵那峡終沈汚泥かき寄機用パイプスキマ更新

事業場所：大井町

契約の相手方

名称：水 i n g エンジニアリング（株）中部支店

住所：名古屋市中区新栄町二丁目 4 番地

契約の摘要法令

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
競争入札に付することが不利と認められるとき

理 由

アクアパーク恵那峡の運転管理は、水 i n g AM（株）が運用開始から行っており施設に精通している。また、処理場に流入する汚水の水質や水量などの年間を通した傾向も把握しており適宜、水処理設備の調節を行う技術も有している。

本更新工事は、水処理を一時的に止めて作業を行うものであり、運転管理と切り離すことができないため、水 i n g AM と綿密な連携を図ることが可能な水 i n g エンジニアリングを随意契約の相手方として選定する。

水 i n g グループ

- ・水 i n g AM（株）：マネジメント部門
- ・水 i n g エンジニアリング：工事部門

随意契約報告書

- 1 担当課 財務課
- 2 施行番号 契総財 第 27 号
- 3 事業名 恵那市役所電話設備基盤交換修繕
- 4 事業場所 長島町
- 5 事業概要 電話交換機基盤交換作業一式
- 6 工期 令和 7年 8月14日 ~ 令和 7年11月28日
- 7 請負代金額 5,390,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月14日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町字土々ヶ根 2 6 2 8 - 9
名称 中央電子光学（株）東濃支店
支店長 土本 裕志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

既存設備の保守管理を契約している業者が、8月2日の落雷時に緊急対応を実施済みであり、装置への技術的知識と復旧ノウハウを保持している。第三者による修理の場合、復旧の遅延や保守体制の混乱が予見されるため、当該業者での継続修繕が必要。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 19 号
- 3 事業名 富田浄水場 除マンガン装置点検整備
- 4 事業場所 岩村町富田
- 5 事業概要 ろ材交換 N=1式 ストレーナー交換作業 N=1箇所 内部点検作業 N=1式
- 6 工期 令和 7年 8月25日 ~ 令和 8年 2月27日
- 7 請負代金額 3,729,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月25日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契上水第 号

事業名：富田浄水場 除マンガン装置点検整備業務委託

事業場所：岩村町富田 地内

契約の相手方

名称：オルガノプラントサービス株式会社

住所：愛知県名古屋市千種区内山三丁目7番3号

契約の摘要法令

- ・地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 6 号
競争入札に付することが不利な場合

理由

富田浄水場除マンガン装置の点検整備を行うには、一旦浄水作業を中断させる必要があり、配水量を確保した状態で作業を行わなければならない。富田浄水場はオルガノプラントサービス株式会社と包括委託を締結して維持管理を実施しており、オルガノプラントサービス株式会社であれば作業工程に合わせた配水量の確保を行うことが可能である。

上記理由により、「オルガノプラントサービス株式会社」を随意契約の相手方として選定したい。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 48 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 年次点検・整備 クレーン 2基、巻上LS、走行及び横行エンコーダ関係 2基
- 6 工期 令和 7年 8月27日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 15,400,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月27日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)
代表取締役 矢橋 英明
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 48 号

事業名：エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事

事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 矢橋 英明

住所：岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7 番地

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラル・サービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。

今回実施するごみクレーンの点検整備は、労働安全衛生法第 45 条およびクレーン等安全規則第 34 条に規定する定期自主検査に該当し、施設の運転に影響が出ないように限られた時間内で診断、整備等を行う必要があり、関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では業務に支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 50 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機点検整備、減温塔用空気圧縮機点検整備、計装用空気圧縮機点検整備、雑用空気圧縮機点検整備、清掃業務ほか
- 6 工期 令和 7年 8月27日 ~ 令和 8年 3月31日
- 7 請負代金額 53,900,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 8月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 50 号

事業名：エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事

事業場所：エコセンター恵那 地内

契約の相手方

名称：メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 桑田 貴史

住所：名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

経緯

本施設は、当初(株)栗本鐵工所が受注し設計及び施工を行った施設である。その後、いくつかの変遷を経て現在ではメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

理由

今回行う各機器の点検整備は、機器や設備の管理に特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは当初から設計施工を行った業者以外不可能かつ、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方として選定するもの。

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 125 号
- 3 事業名 恵那南中学校教職員用仮駐車場設置工事
- 4 事業場所 恵那南中学校
- 5 事業概要 鉄板及び養生シート敷きA=234㎡、中庭乗入用スロープの設置N=1か所
- 6 工期 令和 7年 9月 1日 ~ 令和 8年 2月28日
- 7 請負代金額 4,840,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 9月 1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県大垣市西崎町2-46
名称 岐建・板垣特定建設工事共同企業体
岐建（株） 東濃営業所 所長 神田 康
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契教総第 125 号

事業名：恵那南中学校教職員用仮駐車場設置工事

事業場所：恵那南中学校

契約の相手方

名称：岐建・板垣特定建設工事共同企業体

住所：岐阜県大垣市西崎町 2-46

契約の摘要法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利な場合

理由

本事業は、恵那南中学校の整備にあたり、現在の教職員用駐車場が使用できなくなるため、グラウンドや中庭に仮駐車場の設置を行うものである。

岐建・板垣特定建設工事共同企業体は恵那南中学校増改築工事（建築）の請負業者であり、現場での仮設物や機器等がそのまま利用できるため、準備期間を短くすることができる上に諸経費も安く抑えられることから、随意契約の相手方として選定する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 25 号
- 3 事業名 山岡・串原地区水道施設計装設備更新工事
- 4 事業場所 恵那市山岡・串原
- 5 事業概要 山岡・串原地区水道施設計装設備更新工事 N=一式
- 6 工期 令和 7年 9月10日 ~ 令和 8年 2月27日
- 7 請負代金額 23,980,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 9月10日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3 - 1 6 - 1 5
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契水工第 25 号

事業名：山岡・串原地区水道施設装設備更新工事

事業場所：恵那市 山岡・串原 地内

契約の相手方

名 称：シンクエンジニアリング（株）

住 所：長野県飯田市鼎上山 1768-1

契約の摘要法令

・地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理 由

本工事では、中央監視システムとの同期作業や配線作業が必要となるが、これらの作業にはシステムの構成や仕様に関する高度な技術情報およびメンテナンスの情報を必要とする。

当該中央監視システムは、シンクエンジニアリング株式会社が開発・保守管理を行っており、同社は当該システムに関する技術的知見を有している。したがって、同社以外の業者による施工は、技術的に困難であり、施設運用に支障をきたすおそれがある。

以上の理由により、本契約はシンクエンジニアリング株式会社との随意契約とするものである。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 54 号
- 3 事業名 破碎機破碎刃交換及び点検等修繕
- 4 事業場所 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 部品交換：破碎刃 21枚、スペーサ 4枚、自動調心ころ軸受
2個、ダストシール 2個
- 6 工期 令和 7年 9月15日 ~ 令和 8年 2月28日
- 7 請負代金額 6,578,000 円
- 8 契約締結日 令和 7年 9月15日
- 9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作 2 0 8
名称 (株)新居浜鉄工所
代表取締役 森實 建介
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

対象事業

施行番号：契エコ第 54 号

事業名：破碎機破碎刃交換及び点検等修繕

事業場所：恵那市リサイクルセンター 地内

契約の相手方

名称：(株)新居浜鐵工所 代表取締役工場長 森實 健介

住所：愛知県大府市横根町惣根 208 番地

契約の摘要法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

理由

(1) 本施設の破碎機は(株)新居浜鐵工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。

(2) 当該破碎機は(株)新居浜鐵工所製の破碎機であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。

(3) 市内・県内に営業所や代理店はないが最短復帰が出来る体制を整えている。

(4) (株)新居浜鐵工所内には破碎刃の在庫があり緊急時の即時対応が可能である。

(5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため短期・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から今回行う破碎刃の交換及び点検等整備修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況をふまえた比較・診断、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)新居浜鐵工所以外では困難であることからこの事業者を随意契約の相手方とするもの。